育児休職取扱規程

(総則)

第1条 就業規則第20条第2項第2号に規定する育児休職については、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 育児休職(以下第11条までにおいて「休職」という。)とは、子を養育するため、 就業規則第15条に定める産後の休暇に引続いて1年6か月以内の期間にする休職をい う。
- 2 財団 (以下「本財団」という。) に常時勤務する男子職員及び本財団のパートタイム男子職員は、その配偶者が労働者であるときは、特段の事情がない限り、3か月間休職しなければならない。
- 3 本財団に常時勤務する女子職員及び本財団のパートタイム女子職員は、その配偶者が 労働者であるときは、配偶者が可能な限り、3か月間子を養育するため休職を取るよう努 めるものとする。
- 4 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について休職をすることができる。なお、休職を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の休職終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。
 - イ 職員又は配偶者が子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に休職をしていること
 - ロ 次のいずれかの事情があること
 - (ア) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - (イ) 職員の配偶者であって休職の対象となる子の親であり、1 歳6 か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
 - ハ 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと
- 5 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな休職が始まったことにより本条第1項に基づく休職(再度の休業を含む)が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について休職をすることができる。

(出生時育児休業 (産後パパ育休))

第2条の2

- 1 育児のために休業することを希望する職員であって、産後休業をしておらず、子の出生 日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この 規則に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。
- 2 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間(28日) を限度として次項の規定に基づいて本財団へ届け出た期間とする。
- 3 出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として出生時育児休業を開始しよ うと する日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)の2週間前までに本財団へ 申し出るものとする。
- 4 本条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回まで分割できる。ただし、2回に 分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の 申出を拒む場合がある。

(適用者)

第3条 本財団に常時勤務する職員及び本財団のパートタイム職員は、休職することができる。

(休職の手続)

第4条 休職に関する手続は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律に定めるところによる。

(賃金及び特別手当)

第5条 休職の期間中の給与は、支給する。

(昇給)

第6条 休職の期間中の昇給については、休職の期間は出勤とみなして取り扱う。

(社会保険)

第7条 休職の期間中の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険については、被保険者資格は 継続する。

(有給休暇)

第8条 年次有給休暇付与数の算定において、休職の期間は出勤とみなす。

(勤続年数)

第9条 休職の期間は、勤続年数に算入する。ただし、休職の開始後復職しない場合、原則 として当該期間は勤続年数に算入しない。

(復職後の取り扱い)

第10条 復職後の職場、職種については、本人の経験、能力等を個別に勘案の上、決定する。

(退職)

第11条 休職の開始後復職しなかったときは退職とし、年金の取扱いは、自己都合退職の場合の取扱いとする。

(育児勤務の定義)

第12条 育児勤務とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間を 短縮することを承認されて行う勤務をいう。

(適用者)

第13条 本財団に常時勤務する職員は、育児勤務をすることができる。

(育児勤務をする者の就業)

- 第14条 育児勤務をする者の就業時間は、1日の実働時間5時間を規準として、事務局長がこれを定める。
- 2 遅参、早退、時間外勤務その他の就業に関する取扱いは、定められた就業時間による。

(給与及び年次有給休暇の計算)

第15条 育児勤務をしたときは、その給与の算定及び年次有給休暇付与数の算定に当たり、実働時間が1日7時間に満たないときは、これを満たしたものとみなす。ただし、前条第2項による時間外勤務の取扱いをすることをさまたげない。

(昇給及び昇格)

第16条 昇給及び昇格については前条を準用する。

(育児勤務の手続)

第17条 育児勤務の手続は、育児休暇のそれに準じて行う。

(子の看護休暇)

- 第18条 小学校3年生までの子を養育する職員は、負傷し、又は、疾病にかかった当該子の世話をするため、必要があるときは、就業規則第10条に規定する有給休暇とは別に、必要な期間、子の看護休暇を取ることができる。
- 2 給与の算定及び年次有給休暇付与数の算定において、休暇の期間は出勤とみなす。

(細則)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成7年5月30日から施行する。

附則

この規程は、平成9年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年6月25日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。